

# 令和2年2月12日 第3陣避難者訴訟・第12回弁論 期日報告

弁護士 佐 藤 靖 祥

## 1 期日の状況

令和2年2月12日（水）午後3時より、福島地裁いわき支部1号法廷において、第12回口頭弁論が開催されました。

原告側からは、まず、原告の皆様の「陳述書」を9通提出致しました。これらの陳述書は、次回期日までに提出する陳述書と合わせて取り調べ（裁判所に正式な書類として取り扱われるための手続）をすることとなりました。

東電側は、前回期日に証拠説明書（証拠の概要を記した書面）のみを提出していた証拠書類を、正式に証拠として提出しました。

その後、原告の堀本明さんに意見陳述を行って頂きました。

堀本さんは、富岡町で6代続いた旧家で生まれ育ち、父が亡くなった小学校4年生のころから一家の支柱として農業に従事してきました。その後、堀本さんは、兼業農家として建築会社を営業してきました。

広い自宅に住み、宴会やカラオケ・パーティをするような広い部屋があり、毎日楽しく充実した生活をしていました。子どもたちも、結婚後に堀本さんのご自宅のほど近くに家を構えていたので、孫たちにも囲まれた生活を送っていました。

また、家庭菜園で採れた野菜や、山で採れた山菜やきのこなど、旬の味覚を楽しんできました。飲料水として使っていた地下水も非常に美味だったそうです。

地域の活動にも積極的に参加し、特に地元の神社の総代を15年ほど勤めており、まつりや盆踊りの総括をしてきました。

このように充実した生活をしてきた堀本さんは、原発事故により全てを失いました。富岡の自宅は建て直して生活を再開したものの、事故前は48戸であった地域が、8件へと減少してしまいました。若者は一人もおらず、60代が最も若いという、超高齢の集落となってしまったということでした。

今後の進行ですが、陳述書があらかじめ揃ってから、第3陣においては富岡町の出身者が比較的多いことから、富岡町の特色や生活などを詳論した上で、それが現在どの様になっているのかなどについてまとめた書面を提出することとなります。陳述書については、次回4月の期日には相当数を提出することとなります。

ととなりますので、富岡町に関する書面は6月の次々回期日を目処に提出することいたしました。

また、東電の責任に関する書面については、次回期日前までに、証拠との対応関係がわかるようにして提出することとしました。また、東電は、原発事故の発生について、結果を回避すべき義務があったにもかかわらず、東電がこの義務に違反したという主張を補充することといたしました。

これらの主張が完了してから東電側が反論をすることとなりました。

## 2 今後の予定

### (1) 日程について

次回期日は、次の期日は同年4月14日（火）、次々回期日は6月16日（火）午後3時からとなっています。前々回期日より、開始時刻が、従前の午後4時から午後3時に変更になっておりますので、皆様お間違いないよう宜しくお願ひします。

本期日においても20名弱の原告団の皆様らにお越し頂きましたが、原告団の熱気、被害の実態を裁判所に正確に伝えるためには、一人でも多くの原告の皆様の参加が必要です。

また、被害実態を裁判官らに正確に伝えるべく毎回の期日において実施している原告の皆様からの意見陳述等にもご協力頂く必要がございます。最近は、男性による意見陳述が続いているので、次回あたりは、女性の原告の方に意見陳述をお願いしたいと考えております。

引き続きのご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

### (2) 今後のご協力のお願いについて

本期日においても原告の皆様の「陳述書」を提出させて頂きましたが、次回期日においては、全原告分の「陳述書」を提出する予定です。

まだ聞き取りが行われていない世帯、すでに聞き取られているもののその後の手続きが進んでいない世帯の皆様には、大変おまたせをしておりますが、弁護団内で議論を重ねてからのご連絡となりますので、今しばらくお時間をいただければ幸いです。

また、担当弁護士より、陳述書の作成に関して問い合わせがあつたり、内容の確認を求められたりしましたら、お手数かとは思いますが、ご対応いただきますようお願ひいたします。

弁護団としては、3月12日に予定されている仙台高裁の判決の動向をにらみつつ、本件についても最大限の成果を挙げられるよう努力していく所存ですので、引き続きのご協力のほどよろしくお願ひいたします。

以上